



# 生命保険之必要

鶴は千年の壽を保ち龜は萬年の齡を重ぬるといふ諺はあれど。生あるものは必ず死あり。たとひ千年萬年の壽命を得ればとて。一度は必ず死す。死ては墳墓の憂かへかゝるを知らば。その死後の計をなすこそ。眞の智とも稱すべし。況んや。人生七十古來稀なり。儼して五十の坂を越るか越るざるに。終るもの、多き此世においてをや。其の死後の計の中。最も安全にして最も捷徑なるは。生命保険を托するより善きはなし。人は安心立命は必ず大切なることなし。何事をなすにも心を安んじ氣を落つけ。物事に動せぬ心懸なければ自己の志望を仕遂ぐるに難し。生命保険を托する時は。保險會社はその人の爲めに其遺族をして苦境に陥らざらしむれば。第一其人は死後に於ける妻子眷族の爲に。其心を勞することなく。如何なる事も心通りに仕遂げ得べし。泰西にては王侯貴人大官富豪の方々にいたるまで。生命保険を托するを以て最も高尚なる最も善美なる行ひとなす。何んとなれば生命保険は之を托する人の幸福のみならず。併せて社會多數の不幸者を救済するの慈善的方法なればなり。我邦にては富豪の人なれば死後の事を慮かる必要なし。故に生命保険を托するに及ばずなといふ人あれど。此等の人は未だ生命保険の理を解せざるの人にして且社會的慈善の美行を認るものといふべし。

明治廿八年六月三十日調

- 一 資本金 金拾萬圓
- 一 保險積立金 金拾萬圓
- 一 保險金額 金拾萬圓
- 一 被保險人員 兼百餘名
- 一 支店出張店 各處ヶ所
- 一 全國代理店 兼百餘ヶ所

## 帝國生命保險株式會社

生命保險會社は成るべく多し。以上利益を享け安全に事業を営みて相互に國家の富を圖るを目的となすが故に。年々社員を全國に派遣して被保險人を募集せしむ。本社の保險金額は六月末に於て壹千壹百萬圓餘に上り。全國の生命保險會社中。實に第一等の高額に達したり。これ主として國人が生命保險の必要を感じ此方法の善良なるを知りたるに由り。本社が斯業の普及を謀りて保險料を低廉にし手續を簡便にして營業の誠實を期したる結果と云はざるべからず。

本社が現に營むところの生命保險業は。尋常終身保險。有期掛金終身保險。有期掛金終身保險。養老保險。短期保險の四種とす。其中尋常終身保險。有期掛金終身保險は被保險人が死亡したるときに會社より其遺族に約束の金額を支拂ふの方法にして。養老保險は被保險人の生存中といへども。豫定の年に達すれば會社より約束の金額を被保險人をして安樂に餘生を送らしめ若し又豫定年齢に達せずして死亡することあるも。矢張保險金は其遺族に拂渡すの方法なり。又短期保險は萬一被保險人の定めたる年間に死亡の不幸起るとき其遺族に保險金を支拂ふの方法なり。且本社の保險規則によれば。滿十五歳以上六十歳以下の人は。誰にても百圓以上六千圓以下の保險を托することを得。但其掛金は申込人の年齢と保險の種類とによりて。異なるのみ。凡て是等の詳細のことは裏面に掲げたる掛金表を見て知らるべし。

尋常終身掛金表中年齢の處に一五とあるは十五歳の事にして其下に一、四八とあるは壹圓四拾八錢の事なり故に今十五歳の被保險人存命中毎年壹圓四拾八錢を拂込めば死後百圓の保險金を得るものとす以下之に準據すべし但し半年掛、三ヶ月掛、一ヶ月掛にても保險金を得るは本文に同じ。

掛金表は保險金百圓に付ての割合を示したるものなれば若し保險金千圓の契約を結ぶものは右に準じ掛金表に記載したる額に金高十倍を拂込めんとす其他六千圓の契約を結ぶ者は六十倍を拂ふが如し。

有期掛金終身保險、養老保險、掛金表中には半年掛、三ヶ月掛、一ヶ月掛の明細表を掲載せずと雖も尋常終身保險同様の方法に據り拂込みをなすことを得べし尙一年五年若くは十年拂濟の養老保險を契約するの法あり委細は本社規則に就て熟覽あれ。

一人にて數種の保險を契約するも固より妨げなしと雖も諸種類を合して金高六千圓迄を限りとす。

明治二十八年 (電話番號九十五番) 帝國生命保險株式會社  
 東京市日本橋區檜物町六番地

# 生命保険の種類及び掛金

(保険金百圓ニ付テノ割合)

一尋常終身保険とは被保険人生存中此表に據り一定の保険料を拂込むべき方法にして契約後は假令直に死亡するも契約の保険金を保険金受取人に拂渡すものなり

一有期掛金終身保険とは五年、十年又は十五年等豫め年期を限り其間此表に據り一定の保険料を拂込むべき方法なり故に其年限を経過すれば保険料を要せずして死後保険金を拂渡し若し其年期中に被保険人死亡するも等しく保険金を拂渡し其年限りにて保険料を拂込に及ばざるなり

一養老保険とは老後の餘生を送るの資とするものなるが故に四十歳五十歳六十歳等隨意受取年齢を定め此表に據り一定の保険料を拂込み其豫定年齢に達したるとき契約の金額を受取る方法なり然れども若し被保険人不幸にして受取年齢に達せず中途死亡せしときは以後保険料を拂込むに及ばずして保険金受取人に契約の金額を拂渡すものなり

一短期保険とは壹年若くは數年の期間のみを以て保險する方法にして此表に據り一定の保険料を拂込み其期間中に被保険人死亡するときは契約の金額を保險金受取人に拂渡すなり故に其期限を過ぎて被保險人生存するときは既に會社へ拂込みたる保險料は損失となるべし因て其保險料は殊に低廉なり

尋常終身保險掛金表

有期掛金終身保險掛金表

養老保險掛金表

短期保險掛金表

年齢	尋常終身保險掛金表				有期掛金終身保險掛金表				養老保險掛金表				短期保險掛金表			
	1年	5年	10年	15年	1年	5年	10年	15年	1年	5年	10年	15年	1年	5年	10年	15年
15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
20	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
25	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
30	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
35	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
40	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
45	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
50	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
55	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
60	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
65	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
70	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
75	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
80	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
85	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
90	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15

右之外ニ五年若クハ十年ニテ保險料拂濟トナリ老後保險金ヲ受取ル便利ナル養老保險アリ希望ノ御仁ハ規則書ニ就テ其詳細ヲ御覽被下度候